

平成 19 年 4 月 27 日

日本産婦人科医会会員各位

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦（公印省略）

助産所との嘱託医契約・合意についてのお願い

本年 3 月 30 日、厚生労働省医政局長より『分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携等について』という通知（医政発第 0330061 号）が発出されました。

この医政局長通知には、医師、助産師、看護師等が適切な役割分担と連携のもとで、出産の支援に当たるべきであるとの基本的な考え方が示されただけでなく、『本年 4 月より、助産所の嘱託医師については、産科又は産婦人科医師とすること』という条文が明記されました。

このことは、危機に瀕した周産期医療を担う、病院、診療所、助産所の、医師、助産師、看護師等は、今後この局長通知に準じて、お互いに、連携し、協力し、助け合うことによって、安心して、出産に当たることが出来るという通知であります。

そこで、日本産婦人科医会は、病院や診療所の医師、看護師等のもとより、助産所の助産師も、安心して分娩を担当することができるように、局長通知の遵守とともに、別紙のように、『嘱託医契約書・合意書モデル案』を作成しましたので、会員は、助産所の嘱託医として、助産所の支援につき、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。